

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	49 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、平成7年*月から10年3月までの大学在学期間は学生免除申請を行っているはずであり、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成7年*月から8年3月までの大学在学期間は全て免除期間とされている上、オンライン記録によると、当該申請手続は、平成7年度は申立人が20歳になった直後の7年*月、及び8年度は年度が変わった翌月の8年5月と、いずれも早い時期に行われていることが確認できることから、当時、国民年金保険料の免除に対する理解や意識は高かったものと考えられ、申立期間のみ免除申請しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間を含む大学在学期間の申立人及びその両親の経済状況、生活状況に特段の変化は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について未納は無い上、複数回に及ぶ厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行われており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

山形厚生年金 事案 1178～1225（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、国（厚生労働省）の記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していた有限会社Aが、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた有限会社Aから提出された賞与個人別一覧の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与個人別一覧の写し

における厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業所に係る同種の案件 48 件（別添一覧表参照）

山形厚生年金1178～1225 別添一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
山形厚生年金1178	女		昭和36年生		平成16年8月13日	5万 円
					平成16年12月28日	22万 8,000円
					平成17年7月30日	60万 円
					平成17年12月29日	22万 5,000円
山形厚生年金1179	男		昭和22年生		平成16年8月13日	5万 円
					平成16年12月28日	17万 4,000円
					平成17年7月30日	48万 円
					平成17年12月29日	12万 7,000円
山形厚生年金1180	男		昭和24年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	27万 6,000円
					平成17年7月30日	65万 円
					平成17年12月29日	27万 4,000円
山形厚生年金1181	女		昭和35年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	15万 4,000円
					平成17年7月30日	46万 円
					平成17年12月29日	11万 8,000円
山形厚生年金1182	男		昭和35年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	29万 円
					平成17年7月30日	65万 円
					平成17年12月29日	27万 4,000円
山形厚生年金1183	男		昭和29年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	21万 円
					平成17年7月30日	50万 円
					平成17年12月29日	15万 7,000円
山形厚生年金1184	男		昭和25年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	20万 5,000円
					平成17年7月30日	50万 円
					平成17年12月29日	14万 7,000円
山形厚生年金1185	男		昭和25年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	20万 1,000円
					平成17年7月30日	50万 円
					平成17年12月29日	10万 8,000円

山形厚生年金1186	女		昭和39年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	19万 7,000円
					平成17年7月30日	50万 円
					平成17年12月29日	12万 7,000円
山形厚生年金1187	男		昭和27年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	25万 1,000円
					平成17年7月30日	60万 円
					平成17年12月29日	23万 5,000円
山形厚生年金1188	男		昭和44年生		平成16年8月13日	5万 円
					平成16年12月28日	19万 3,000円
					平成17年7月30日	48万 円
					平成17年12月29日	12万 7,000円
山形厚生年金1189	男		昭和21年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	31万 5,000円
					平成17年7月30日	55万 円
					平成17年12月29日	11万 3,000円
山形厚生年金1190	男		昭和37年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	32万 6,000円
					平成17年7月30日	60万 円
					平成17年12月29日	24万 4,000円
山形厚生年金1191	男		昭和38年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	24万 2,000円
					平成17年7月30日	53万 円
					平成17年12月29日	11万 8,000円
山形厚生年金1192	男		昭和46年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	21万 円
					平成17年7月30日	60万 円
					平成17年12月29日	21万 5,000円
山形厚生年金1193	女		昭和34年生		平成16年8月13日	8万 円
山形厚生年金1194	男		昭和51年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	25万 円
					平成17年7月30日	55万 円
					平成17年12月29日	19万 6,000円

山形厚生年金1195	男		昭和33年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	19万 円
					平成17年7月30日	43万 円
					平成17年12月29日	10万 8,000円
山形厚生年金1196	男		昭和52年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	16万 5,000円
					平成17年7月30日	48万 円
					平成17年12月29日	16万 6,000円
山形厚生年金1197	男		昭和55年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	21万 円
					平成17年7月30日	48万 円
					平成17年12月29日	13万 7,000円
山形厚生年金1198	男		昭和25年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	27万 円
					平成17年7月30日	60万 円
					平成17年12月29日	25万 4,000円
山形厚生年金1199	男		昭和24年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	17万 5,000円
					平成17年7月30日	48万 円
					平成17年12月29日	14万 7,000円
山形厚生年金1200	男		昭和48年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	22万 円
					平成17年7月30日	48万 円
					平成17年12月29日	18万 6,000円
山形厚生年金1201	男		昭和55年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	21万 円
山形厚生年金1202	男		昭和53年生		平成16年8月13日	5万 円
					平成16年12月28日	20万 円
					平成17年7月30日	43万 円
山形厚生年金1203	女		昭和38年生		平成16年8月13日	5万 円
					平成16年12月28日	16万 5,000円
					平成17年7月30日	46万 円
					平成17年12月29日	11万 8,000円

山形厚生年金1204	男		昭和37年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	23万 5,000円
					平成17年7月30日	55万 円
					平成17年12月29日	17万 6,000円
山形厚生年金1205	男		昭和33年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	21万 5,000円
					平成17年7月30日	55万 円
					平成17年12月29日	15万 7,000円
山形厚生年金1206	女		昭和42年生		平成16年8月13日	8万 円
					平成16年12月28日	12万 5,000円
					平成17年7月30日	43万 円
					平成17年12月29日	9万 8,000円
山形厚生年金1207	男		昭和29年生		平成16年8月13日	10万 円
					平成16年12月28日	21万 5,000円
					平成17年7月30日	56万 円
					平成17年12月29日	16万 6,000円
山形厚生年金1208	男		昭和59年生		平成16年8月13日	5万 円
					平成16年12月28日	17万 円
					平成17年7月30日	45万 円
					平成17年12月29日	10万 8,000円
山形厚生年金1209	女		昭和43年生		平成16年8月13日	3万 円
					平成16年12月28日	8万 円
					平成17年7月30日	13万 円
山形厚生年金1210	男		昭和58年生		平成16年12月28日	8万 円
					平成17年7月30日	25万 円
山形厚生年金1211	男		昭和56年生		平成16年12月28日	10万 円
					平成17年7月30日	44万 円
					平成17年12月29日	11万 8,000円
山形厚生年金1212	男		昭和30年生		平成16年12月28日	5万 円
					平成17年7月30日	48万 円
					平成17年12月29日	11万 8,000円
山形厚生年金1213	男		昭和57年生		平成16年12月28日	5万 円
					平成17年7月30日	30万 円
					平成17年12月29日	10万 8,000円
山形厚生年金1214	男		昭和52年生		平成17年7月30日	30万 円

山形厚生年金1215	男		昭和33年生		平成17年7月30日	44万 円
					平成17年12月29日	12万 7,000円
山形厚生年金1216	女		昭和36年生		平成17年7月30日	25万 円
					平成17年12月29日	9万 8,000円
山形厚生年金1217	女		昭和37年生		平成17年7月30日	25万 円
					平成17年12月29日	9万 8,000円
山形厚生年金1218	女		昭和41年生		平成17年7月30日	25万 円
					平成17年12月29日	9万 8,000円
山形厚生年金1219	男		昭和48年生		平成17年7月30日	15万 円
					平成17年12月29日	16万 6,000円
山形厚生年金1220	男		昭和48年生		平成17年7月30日	15万 円
					平成17年12月29日	15万 円
山形厚生年金1221	男		昭和38年生		平成17年12月29日	14万 7,000円
山形厚生年金1222	男		昭和31年生		平成17年12月29日	7万 9,000円
山形厚生年金1223	女		昭和46年生		平成16年8月13日	5万 円
					平成16年12月28日	5万 円
山形厚生年金1224	女		昭和46年生		平成17年12月29日	8万 8,000円
山形厚生年金1225	男		昭和59年生		平成17年12月29日	6万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から同年2月27日まで
② 昭和23年6月21日から36年8月23日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給済みであるとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人は、昭和20年代に勤務していた厚生年金保険の適用事業所で無い可能性のある複数の事業所についても、現在も鮮明に記憶しており、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念したとは考え難い。

また、申立人は、昭和35年4月に事実上婚姻したと主張しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同年10月13日に氏名変更が行われていることが確認でき、戸籍上では、36年7月に婚姻の届出がされているが、厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、申立人の脱退手当金は、同年8月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年12月に旧姓で支給決定されていることが確認できることから、申立人の氏名管理に係る社会保険事務所の事務処理に不自然さがうかがえる。

さらに、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後7年間に当たる昭和33年1月から40年12月までの期間に、同社で脱退手当金を受給する可能性のある被保険者は申立人を除き9

人確認できるところ、このうち脱退手当金の支給記録が確認できるのは二人だけであり、事業主が代理請求していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 57 年 4 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた記憶があり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後に同手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、A 市において昭和 60 年 5 月頃に払い出されたものと推認され、これを前提とすれば、申立期間のうち 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料については、過年度納付が可能であるが、オンライン記録上、当該保険料を過年度納付した記録が無いほか、申立人の供述からは、遡って過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①以降、昭和 61 年 10 月まで A 市以外に住所の異動がないことから、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする 57 年 4 月頃の同市における国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

加えて、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、資格取得欄に「S60. 4. 1」と印字されているところ、同記載の上に手書きにより欄を追加し、資格取得欄に「57. 4. 1」、資格喪失欄に「59. 4. 1」と追記されていることが確認できるほか、同名簿の保険料に関する納付記録欄に「60. 6. 7」の印字があるところ、同市の担当者は「当該印字は、名簿の作成日と考えてよい。」旨回答していることから、申立人に係る同名簿は、昭和60年6月に作成されたものであり、申立期間は57年4月1日の資格取得日を遡って追加したため未納期間となったものと推認される。

その上、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

年金事務所に国民年金の加入記録について照会したところ、申立期間について加入の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、平成元年3月に高等学校専攻科を卒業し、同年4月から実家の事業所で働いていた。卒業後に父が国民年金の加入手続を行い、父の預金口座から月々の国民年金保険料を振替納付していたにもかかわらず、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を父親の預金口座から振替納付していた旨主張しているが、申立人自身が加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、父親から聴取しても申立期間当時の記憶が定かではなく、申立てを確認できる供述が得られないことから、具体的な加入手続の時期、手続の方法及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は平成3年4月1日に初めて国民年金の被保険者となったことが確認でき、これを前提とすれば、当該資格取得日時点では、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する平成3年5月1日付けA市発行の国民年金保険料納入通知書兼領収証書から、申立人に係る同年4月分国民年金保険料は、同年5月10日に金融機関の窓口で納付されたことが確認できるところ、同市では、「納付に使用された納入通知書兼領収証書は、国民年金の新規加入時以外の保険料納付に使用されることは無い。」旨回答しており、元年4月か

ら月々の保険料を口座振替納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、国民年金手帳記号番号総括払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月7日から同年6月4日までの間に社会保険事務所（当時）からA市に対して払い出されたことが推認できるところ、戸籍の附票によると、申立人は、これまで同市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から47年9月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間の保険料は、私が勤務していた事業所で納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた事業所が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、元事業主は、「国民健康保険料は集金人に預けていた記憶があるが、国民年金保険料については分からない。」旨供述しており、申立内容を確認できる供述は得られなかった。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与していないとしており、具体的な国民年金の加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1227 (事案 182 及び 1082 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 9 月 20 日まで
② 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

各申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、各申立期間について、再度年金記録の調査確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人も、株式会社Aでの厚生年金保険の加入記録が無い上、これらの同僚から聴取しても、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、ii) 当該事業所は昭和 33 年 5 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、既に死亡している上、事業主以外の役員の所在も不明なことから申立てを確認できる供述を得ることはできなかったこと、iii) 株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、30 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同資格を喪失している者、又は 33 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が多数確認できること、また、申立期間③に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとするB事業所は、オンライン記録上、36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人同様、同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得している者が 13 人いること、iii) 当該事業所は 60 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、役員等の所在も不明なことから、申立

てを確認できる供述等を得ることはできないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、保険料控除を示す新たな情報として、申立期間当時の同僚 5 人の名前を挙げているところ、i) 申立期間①及び②当時の同僚は、「申立人は、期間までは特定できないが株式会社 A に勤務していた。」旨回答しているものの、厚生年金保険料の控除については、未回答の 1 人を除き 4 人とも分からないと回答しており、また、そのうち一人が名前を挙げた申立期間当時の担当者は所在不明であり、申立てを確認できる供述は得られなかったこと、ii) 申立人が申立期間③当時の同僚として名前を挙げた 1 人（上記同僚 5 人中の 1 人）は、「自分は B 事業所には 2 か月しか勤務しなかったので、詳しいことは覚えていない。」旨供述しており、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再申立ての審議結果に納得できないとし、新たな資料の提示は無いものの、再々申立てを行っているが、当委員会の決定を変更すべき新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から28年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、A事業所において、昭和24年6月1日から29年3月31日まで正社員として継続勤務していたので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年2月1日に同資格を喪失した後、28年7月1日に同資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和26年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、28年7月1日に再度適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は既に死亡している上、後継事業所の事業主及び役員も死亡又は所在不明なことから供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間当時、当該事業所に一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人のうち、所在が確認できる一人は、「私が退職した昭和26年1月以降のA事業所に係る詳細については分からない。」と供述しており、申立期間について、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述を得ることができない。

加えて、申立人及び上記同僚4人を含め、申立期間前後のA事業所に係る

被保険者名簿に氏名の記載がある 27 人全員は、申立期間について同事業所における被保険者資格が確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1229 (事案 1087 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月から 28 年 2 月 1 日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、新たな同僚の氏名が分かったので、再度調査し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 28 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、被保険者名簿において、健康保険の整理番号に二つの欠番がみられるが、当該番号は、申立人に付番されたものでないことが確認できること、ii) 同僚から、申立人の申立期間における保険料控除に関する具体的な供述は得られなかったこと、iii) A事業所の後継事業所には当時の状況を知る者がいない上、人事記録、給与台帳などの関係書類は廃棄されており、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかったこと、iv) 申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、厚生年金保険料の控除の事実が確認できなかったことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は新たな同僚の氏名が分かったとして、今回、再申立てを行っているが、当該同僚から聴取した結果、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できるものの、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる新たな資料や情報は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないこと、そのほかに委員会の当初の決定を

変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、株式会社Aにおける当時の給与額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

しかし、昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月までの期間に実際に支給された給与額は、本給と役員手当を合わせて毎月 29 万 5,000 円であったにもかかわらず、同期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 28 万円とされていることに納得がいかない。

また、昭和 50 年 1 月からの標準報酬月額も違っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届確認決定通知書及び月額変更決定通知書によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 50 年 1 月が 11 万 8,000 円、同年 8 月が 15 万円、52 年 7 月が 19 万円、53 年 7 月が 22 万円（51 年を除く 50 年から 53 年までは月額変更決定通知書）、54 年 10 月が 24 万円、55 年及び 56 年 10 月が 26 万円、57 年及び 58 年 10 月が 28 万円、59 年 10 月が 30 万円（54 年以降は算定基礎届確認決定通知書）で届出されていることが確認でき、当該標準報酬月額は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡も認められない。

また、申立人に係る雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）から、申立人に対し、昭和 59 年 4 月、同年 5 月及び同年 6 月においてそれぞれ 29 万円

の給与が支払われていたことが確認できるところ、当該給与額は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届確認決定通知書（同年 10 月改定）に記載された報酬月額と一致する。

さらに、株式会社 A は、「申立人は申立期間当時、兼務役員であったが、給与は役員報酬も含めた額を基本給として支払っており、全額雇用保険の対象となる賃金として処理していた。また、申立人に係る標準報酬月額に関する届出は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届等のとおりであり、当社の処理は適正であったものとする。」と回答している。

加えて、商業登記簿上、昭和 50 年から 56 年までの間に役員であった者は申立人、代表取締役及び監査役を除き 5 人、また 57 年から 59 年までの間に役員であった者は申立人、代表取締役及び監査役を除き 3 人確認できるが、オンライン記録によると、当該役員の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額よりも低いことが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 8 月 27 日まで
② 昭和 33 年 9 月 3 日から同年 11 月 16 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 15 日まで
④ 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 8 月 29 日まで

年金事務所に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、各申立期間について、同僚と一緒に株式会社Aの船舶Bに乗船していた。各申立期間について、船員保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船していたとする船舶Bは、各申立期間当時、船員保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、船舶Bは、昭和 55 年 12 月に船員保険の適用事業所でなくなっており、船舶所有者である株式会社Aの後継事業所では、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険の加入の有無について、「申立期間当時の関連資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

また、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚 13 人に照会を行ったところ、回答を得られた同僚 7 人のうち 2 人は申立人を覚えているものの、正確な乗船期間までは分からないとしており、申立人の勤務及び船員保険料控除に関する具体的な供述は得られなかった。

さらに、上記回答を得られた同僚 7 人のうち 2 人は、申立期間②の期間に

ついて、「C都道府県から船舶Bに乗船してきたのは4人であり、その中に申立人はいなかった。」旨供述している上、申立人が各申立期間について、船舶Bと一緒に乗船していたとして名前を挙げた同僚の船員保険被保険者台帳によると、当該同僚は、申立期間②については船舶B以外の船舶における船員保険被保険者となっており、船舶Bにおける被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳及び船舶Bに係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年8月29日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、これ以外の加入記録は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 16 日から 50 年 7 月 8 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は申立期間当時、A事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入の有無について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年分の源泉徴収票及びA事業所から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所では、「厚生年金保険の適用年月日は昭和 50 年 7 月 8 日であり、適用前の期間については厚生年金保険料の控除はしていない。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、同事業所は、同年 7 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、賃金台帳を見ると、同事業所が厚生年金保険の適用を受ける前の期間について、申立人の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、昭和 49 年分源泉徴収票に社会保険料控除額の記載が確認できるところ、当該額から前職分の社会保険料を差し引いた残額は、A事業所において同年に控除された雇用保険料の合計額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から 10 年 12 月まで

私は、平成 8 年 4 月に A 株式会社 B 事業所に入社し、同社 C 事業所及び D 事業所を経て、D 事業所が閉鎖する 13 年 10 月まで同社に勤務していたが、年金事務所の記録上、申立期間の標準報酬月額が低額になっていると思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に係るオンライン記録において、申立人の資格取得日前後に採用された同僚 15 人の記録をみると、昇級額及び標準報酬月額はそれぞれ異なっており、申立人より標準報酬月額が低い同僚も複数確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、特に低額であるという事情は見当たらない。

また、当該事業所では、「申立人は E 職のため、給与は基本給と業績給であり、個人の業績により、毎月の給与額は社員によって相違していた。」旨供述している。

さらに、申立人から提出のあった預金通帳によると、申立期間の給与振込額（差引支給額）は 8 万 1,726 円から 54 万 8,788 円の範囲内で毎月変動し、一定でないことが確認できる上、平成 8 年、9 年及び 10 年のオンライン記録の標準報酬月額は、その算定の対象月と考えられる 3 か月の給与振込額の平均額をいずれも上回っており、特段の不自然さはうかがえない。

加えて、オンライン記録上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。